

いわての森林づくり県民税
情報発信業務

業務仕様書

令和5年7月
岩手県

いわての森林づくり県民税情報発信業務 業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわての森林づくり県民税情報発信業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務目的

いわての森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の趣旨及び県民税を財源として実施している取組やその成果等を県民に広く周知し、県民の森林環境保全等に関する意識の向上を図るとともに、森林所有者等に対し県民税事業の内容を周知し、県民税事業の活用を促すことを目的とする。

特に、①県民税を活用した森林整備や伐採跡地への植栽により、森林が持つ公益的機能の維持・増進が図られること②地域住民やNPO団体が取り組む活動や木育推進の取組により県民の森林環境保全への関心が高まることをPRすること。

(2) 業務の背景

いわての森林づくり県民税は、森林の公益的能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、平成18年度に創設された。

県では、この県民税を財源として、管理が行き届いていない公益上重要な森林を整備してきたほか、県内各地において森林環境を保全する様々な活動への支援を行ってきた。

県民の森林環境保全に対する意識を醸成し、緊急に整備を要する森林の早期解消を図るためには、森林所有者をはじめとした多くの県民に県民税の制度内容について理解を深めてもらう必要がある。

以上のことを踏まえ、本業務では、県民に対し県民税の制度や取組、成果といった情報を発信し、森林所有者等へ県民税事業の活用を促す広報を実施するものである。

《業務の主眼》

- 県民税を活用して実施した事例等を使い、県民税の有用性を伝えること。
- 県民が「森林を守ることで守られ（※1）、豊かに暮らすことができる（※2）」意識を醸成すること。
- ※1 「伐る、使う、植える、育てる」森林の循環利用による公益性
- ※2 水源の涵養（生活用水、農業用水、工業用水）、CO₂削減、レクリエーション等

(3) 業務内容

一般県民及び森林所有者向け周知チラシ制作・配布

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和5年12月8日（金）まで

(5) 委託料上限額

664,400円以内（税込）

2 仕様詳細

県民税普及啓発チラシ作成

区 分	内 容
目 的	森林環境保全の重要性を理解してもらうとともに、いわての森林づくり県民税を財源とする事業内容の周知を図る。
委 託 内 容	啓発資料の制作に係る企画・デザイン、印刷、経費の支出までの一連の業務とする。 (1) 「いわての森林づくり県民税」啓発チラシ（森林所有者向け） 【規格】 A4版（両面、カラー印刷） 【部数】 6,000部程度 【内容】 本税を財源とした「いわて環境の森整備事業」について周知を図るもの。 (2) 「いわての森林づくり県民税」啓発チラシ（一般県民向け） 【規格】 A4版（両面、カラー印刷） 【部数】 4,000部程度 【内容】 本税を財源とした「県民参加の森林づくり促進事業」、「いわて森のゼミナール推進事業」、「森林公園機能強化事業」、「木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用の取組」、「花粉症対策等採取園整備事業」について周知を図るもの。 ※チラシの発送は県内市町村、森林組合、県機関 60箇所を想定している。 (3) 電子記録媒体の提出 上記広告内容を記録した電子記録媒体（CD-ROM等）を提出すること。 記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。
企 画 提 案 内 容	(1) 制作スケジュール (2) 上記啓発資料仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可。）
留 意 事 項	(1) 県から受託者へ既存資料（過年度制作資料等）を参考提供する。 (2) 資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県が提供する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこ

とを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項